様式１

令和７年　月　　日

　兵庫県西播磨県民局長　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

メールアドレス

**西播磨インフラツアー企画提案コンペ応募申請書**

西播磨インフラツアー企画提案コンペ実施要領に基づき、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

なお、提出書類に虚偽の記載があった場合は、企画提案コンペへの参加が取り消されることに同意します。

記

１　提案書（様式２）

２　業務実施体制（様式３）

３　誓約書（様式４）

４　誓約書（様式５）

５　誓約書（様式６）

６　提案内容を説明する書類（様式任意、A3版）

７　見積書及び経費内訳（様式任意）

８　その他添付書類

　□会社概要（パンフレット）等提案者の概要を説明する書類

　□消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類

（提出の日において発行から３か月以内のもの）

・消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その３の２」若しくは「その３の３」）

様式２

**提　　案　　書**

**※事業について、具体的な内容を要約**

|  |
| --- |
| 単なる現場案内ではなく、西播磨地域の文化や歴史、観光資源を素材としたツアーを実施し、併せて関連するインフラ施設を紹介する企画を提案して下さい。  また、小学校高学年が楽しく参加でき、建設業の魅力が伝わる工夫のある提案をして下さい    （ツアー名称（興味を引く名称であるか））  （地域素材の活用（地域の文化、歴史、観光資源等の素材を活かす工夫））  （インフラ施設のＰＲ（インフラ施設の紹介を効果的に組み込んでいるか））  （企画の工夫（①体験型の催しを盛り込む等の参加者が楽しめる工夫、②インフラ施設の理解を深めるための工夫、③参加者の確保に向けた広報手段の工夫 等））  （建設業の魅力発信（建設業の魅力が伝わる工夫）） |

※　枠内に収まらない場合は、任意の様式で別添書類として作成してください。

　　なお、別添書類には、法人名等は記載しないでください。

様式３

**業務実施体制**

提案者名

※以下に記載の観点を参考に、できるだけ具体的に記述してください。

【実施体制】

・委託事業の実施体制について（提案事業における体制・人員）

|  |
| --- |
| ・事業実施責任者の経歴・保有資格及び手持業務等の状況 |

様式４

誓約書

令和７年　　月　　　日

兵庫県西播磨県民局長　　様

（申請者）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

メールアドレス

兵庫県暴力団排除条例（平成２２年条例第３５号、以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

記

１　条例第２条第１項に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団員に該当しないこと。

２　兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成２３年公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

３　契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前二項に

該当する者をその受託者としないこと。

様式５

誓　約　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

　　西播磨インフラツアー

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに実行委員会へ報告を行うこと。

ア　実行委員会から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ　労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを実行委員会に提出すること。

(4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5) 本契約に基づく業務において､次のいずれかに該当するときに実行委員会が行う本契約の解除、違約金の請求その他実行委員会が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　実行委員会に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和７年　月　　日

兵庫県西播磨県民局長　　様

所　 在 　地

名　　　　称

代表者職氏名

電話番号

メールアドレス

別表（誓約事項(1)）

労働関係法令

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

(2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）

(3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）

(8) 労働契約法（平成19年法律第128号）

(9) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

様式６

誓 　約 　書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に係る再委託の取扱いについて、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

西播磨インフラツアー

２　誓約事項

(1) 本契約に基づく業務（以下「契約業務」という。）の全部又は主体的部分（契約業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせないこと。

(2) 契約業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）ようとする場合は、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を提出し、承認を受けること。

(3) 兵庫県の承認を得て再委託等する第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に対しても、上記(2)の義務を負わせ、当該義務を遵守させるために必要な措置をとること。

(4) 契約業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等する場合（３次委託等）には、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、承認を受けること。また、４次委託等以降の場合も同様に承認を受けること。

(5) 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、承認を受けること。

(6) 契約業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、全ての責任を負うこと。

(7) 裏面に記載の「個人情報取扱特記事項（改正）」を遵守すること。

(8) 誓約書提出日時点において、上記(1)から(6)に反する再委託等を行っている場合、速やかに是正すること。

(9) 上記(8)の是正を怠り、又は、今後新たに上記(1)から(7)に違反し、個人情報を含む機密情報の漏洩、その他県に損害を与えたときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　７年　　月　　日

兵庫県西播磨県民局長　様

所在地

名称

代表者職氏名

電話

電子メール

【個人情報取扱特記事項（改正）】

様式６（裏面）

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（収集の制限）

第２　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の制限）

第３　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第４　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第５　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第６　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（特定の場所以外での取扱いの禁止）

第８　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の（又は「甲の」）事務所内において行うものとし〔又は「契約書において定めた場所で行うものとし」〕、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

（事務従事者への周知及び指導・監督）

第９　乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

（責任体制の整備）

第10　乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

２　乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第11　乙は委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

２　前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

３　乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（３次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、４次委託等以降も同様とする。

４　再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

５　乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

６　乙は、再委託先に対して本契約業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第12　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（立入調査）

第13　甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（遵守状況の報告）

第14　甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

２　乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

（事故発生時における報告）

第15　乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

２　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約の解除）

第16　甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除する　ことができるものとする。

２　乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めるこ　とはできない。

（損害賠償）

第17　甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。